茅ヶ崎市告示第 296 号

公　示　送　達　書

次の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、この書類は次に示す場所に保管されておりますので、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和８年１０月３０日

神奈川県茅ヶ崎市長

佐藤　光

記

国税徴収法第５４条に基づく通知

氏名（名称）	文書番号
伊藤　浩希	８茅納第１２０２号

この掲示を始めた日から起算して７日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所　茅ヶ崎市役所　収納課

掲示期間
令和 8 年 10 月 30 日から
令和 8 年 11 月 13 日まで